

別表1(第3条、第8条関係)

1 対象事業		2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 限度額	8 重要な変更
細事業	内容							
発展・成長タイプ(一般)	すいかや白ねぎ等の主力産地を維持、発展させるためにJA等が緊急的に導入、普及する機械や簡易な施設の整備、農作業の環境改善に資する機械・施設の整備及び産地づくりに必要な農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置等	JA、JA生産部(広域)、全農	(1)主要園芸品目に係る農作業用共同機械(リースを含む)、簡易な出荷調製機械、集出荷施設の改良、パイプハウス(リースを含む)の導入に要する経費 (2)主力産地づくりに必要な経費(資材費、灌水設備等) (3)農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置、販路開拓に要する経費等 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村にまたがる場合)	市町村	1/3	20,000千円/JA(生産部含む) ※パイプハウス導入における間接補助対象経費の限度額は以下とする (1)ハウス面積240m ² 未満 耐雪型:7,700円/m ² 、通常型:6,600円/m ² (2)ハウス面積240m ² 以上~300m ² 未満 耐雪型:7,300円/m ² 、通常型:6,100円/m ² (3)ハウス面積300m ² 以上 耐雪型:6,800円/m ² 、通常型:5,800円/m ² ※農業用井戸の設置における間接補助対象経費の限度額は2,000千円/本とする	補助金の増額
発展・成長タイプ(全農広域)	全農 ※複数市町村にまたがる広域の取組の場合					1/3		
中山間地域等特産物育成タイプ(一般)	中山間地域等で、地域の特色を活かした特産物を育成する試行的な取組等	生産組織、農業法人、市町村公社等 (認定新規就農者は除く) ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする (薬用作物等で既採択済の事業は除く)	(1)野菜・花き・果樹の生産体制づくり、販売を目的とした新たな特産物の育成に必要な経費 ・パイプハウス(リース含む)、生産に必要な機械・施設の整備(リースを含む)、果樹の苗木、果樹棚(梨、ぶどうは除く) (2)新技術・新品種の試作、農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な経費 ア 温暖化等の気象変化に対応した強い産地づくりに要する経費 ・新たに取り組む排水対策に必要な機械の整備、農作業受委託体制の仕組づくり等 イ 地域を支える担い手農家育成に係る経費 ・新規園芸品目等の導入・拡大に必要な機械・施設の整備等 ただし、他事業と一緒に実施する新たな取組で他事業を活用できない場合に限る ウ 稲作農業者の新たな園芸品目導入・拡大に要する経費 ・新規園芸品目等の生産に必要な機械・施設の整備等 (3)農産加工品等の試作に要する経費 ・直売等に要する加工機器、パッケージの試作等 (4)加工・業務用野菜の推進に要する経費 ・品種・機械選定のための実証ほの設置等 ・低コスト輸送の試験、加工適性の確認等 ・生産者に対する研修会経費(視察、調査、専門家の招聘等に係る旅費・謝金、使用料、業務委託費等) (5)木質バイオマスを活用した保温栽培の生産体制づくりに要する経費 ・機械整備(リース含む)、旅費、謝金等 (6)特産物を栽培する際の自己所有の耕作放棄地の再生等に要する経費 ・障害物除去、整地、深耕、簡易な土壤改良や基盤整備等 (7)特産物の育成に必要な視察、調査、専門家の招聘に要する経費 ・旅費、謝金等 ※原則、他事業が活用できる経費及び食糧費は除く。 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。ただし、排水対策等の農作業受委託の新たな仕組づくりに必要な機械は対象とする。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事とは別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする	1/2 又は 第6欄の率 (居住地と當農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合に限り、市町村負担を任意とすることを認める)	市町村	1/3	最長2年間合計で2,500千円/事業実施主体 ※パイプハウス導入における間接補助対象経費の限度額は以下とする (1)ハウス面積240m ² 未満 耐雪型:7,700円/m ² 、通常型:6,600円/m ² (2)ハウス面積240m ² 以上~300m ² 未満 耐雪型:7,300円/m ² 、通常型:6,100円/m ² (3)ハウス面積300m ² 以上 耐雪型:6,800円/m ² 、通常型:5,800円/m ² ※農業用井戸の設置における間接補助対象経費の限度額は2,000千円/事業実施主体とする	
中山間地域等特産物育成タイプ(広域等)	広域生産組織等	(8)上記(1)~(7)に準じる。 ※広域とは、複数市町村の農業者等からなる組織の場合又は一つの組織等が複数市町村にまたがる取組を実施する場合とする。				1/3		
	広域生産組織、JA、全農、市町村	(9)広域で加工・業務用野菜の推進に要する経費 ・上記(4)に準じる (10)新たな育苗体制、農作業受委託等の広域の仕組づくりの検討に要する経費 ・管理委託料、機械・施設の導入に要する経費、種苗費、資材費等 (11)薬用作物における有望品目等選定・施策に要する経費 ・試験ほ場の設置に要する経費(種苗費、生産資材費等) ・技術情報収集活動に要する経費(先進地視察費、専門家招聘費、文献収集等の調査・研究経費、検討会開催費等) ・暫定栽培マニュアルの作成に要する経費 ・生葉・機能性成分の分析に要する経費 等 ※(9)及び(10)にあっては、市町村をまたがって活動する取組に限る。 ※市町村が事業実施主体となるのは(11)に限る。			1/3			
中山間地域等特産物育成タイプ(薬用有望品目試作)	農業者、生産組織、法人、JA等	(12)上記(11)に準じる ※平成30年度までに薬用作物等生産振興事業の 1有望品目等選定・試作で採択された事業に限る。	10/10	市町村	1/2	最長3年間合計で2,000千円/事業実施主体 ※薬用作物等生産振興事業により交付された額を含む。		
軽労化支援タイプ	軽労化や効率化により作業性を改善し、生産性を向上させることを目的とした取組を推進 ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする	生産組織、農業法人、市町村公社等、JA、全農等 ※以下の中の取組は補助対象外 ・鉄製からアルミ製等への器具(梯子等)、機械の更新 ・汎用性のある器具、機械(電動はさみ、携帯、PC、トラック等) ・鳥取版スマート農林水産業推進事業(とつり戦略課)が対象とする機械 等	(1)軽労化や効率化により作業性を改善するために要する経費 ・無動力のアシストツール等 ※以下の取組は補助対象外 ・鉄製からアルミ製等への器具(梯子等)、機械の更新 ・汎用性のある器具、機械(電動はさみ、携帯、PC、トラック等) ・鳥取版スマート農林水産業推進事業(とつり戦略課)が対象とする機械 等	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村にまたがる場合)	市町村	1/3	1,000千円/事業実施主体 (事業費上限 50千円/人)	
新技術イノベーションモ デルタイプ	とつり農業イノベーション連絡協議会において提案、開発された新技術のモデル的取組を推進	生産組織、JA、大学等	・とつり農業イノベーション連絡協議会等において提案、開発された新技術のモデル的取組に要する経費(資材費、機械、器具、使用料、業務委託費等)	10/10	市町村	1/2	1,500千円/件	